

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）
第12条第2項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合長の選挙を行
う場所を次のように定める。

平成30年11月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 鈴木 正雄



- 1 場 所 新潟県後期高齢者医療広域連合事務所
(新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内)